

平成29年第6回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 平成29年10月2日(月) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第48号 専決処分について(見附市立学校運営協議会委員の委嘱及び解職について)

議第49号 専決処分について(見附市文化財保護審議会委員の委嘱について)

○出席者(5名)

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章

○事務局出席者

教 育 部 長	長 谷 川 仁
教育総務課長	吉 原 雅 之
学校教育課長	阿 部 桂 介
まちづくり課長	曾 我 元
教育総務課長補佐	早 川 洋 介
こども課長補佐	高 藤 英 紀
教育総務課主事	大 塚 裕 美

14時00分開会

教 育 長

本日の会議は、通例でありますと9月に招集するものでありましたが、諸般の事情により、見附市教育委員会会議規則第4条第2項ただし書きの規定により、招集させていただいたものであります。

それでは、これより会議を開きます。

現在の出席者は、5人全員でございます。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項 報告1. 9月市議会定例会について、教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

先の9月市議会定例会において、武田 一夫教育委員が、議会の同意を得て、再任されましたことをご報告いたします。

また、見附保育園の平成30年4月1日からの民営化に関して、見附市立保育園設置条例の改正、財産の無償譲渡及び無償貸付けが承認され、民間への移行が予定どおり進んでいます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、それでは武田委員から御挨拶をいただきたいと思います。

武 田 委 員

先ほど、市長より辞令書を頂いて参りました。教育委員として2期8年を務めたところでしたが、またこの度、教育委員として皆様とご一緒させていただくこととなりました。微力ではありますが、お力になればと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

教 育 長

次に移りたいと思います。

報告2. 9月市議会定例会一般質問について を教育総務課長より説明願ひます。

教育総務課長

今回の一般質問の通告では教育委員会関連で、小川議員と大坪議員、重信議員、渡辺議員および関議員より質問がありました。その概要についてご報告します。

まず、小川議員から、「学校・保育園のトイレの洋式化、温水洗浄便座化」についての質問がありました。トイレの洋式化については学校の約6割、保育園の約3割が洋式となっている事、また、温水洗浄便座は学校の多目的トイレの一部に設置している事、今後の洋式化については、学校で多目的トイレを設置する場合には温水洗浄便座の設置を検討すること、また、保育園のトイレの洋式化を進めていく旨を答弁しました。

次に、大坪議員より、小中学校のエアコン設置とアンケートに関する質問がありました。まず、昨年小中学校に行った冷房に関するアンケート結果の事業への反映についてですが、平成30年度に中学校の3階普通教室12室と中学校の音楽室2室に整備費約3400万円で設置する計画で国に申請している事、平成31年以降の早い時期に、中学校の図書室2室、小学校の音楽室6室と図書室2室を整備費約3800万円で整備したい旨を答弁しました。

次に、小学校普通教室に冷房を設置しないと判断した理由については、中学校と

比較して、部活動がないこと、夏休み期間中の学校使用や滞在時間が少ないこと、また、アンケートでも「特別教室に移動して暑さを凌いだ」「冷房無しでも支障なし」「他の施設修繕を優先してほしい」などの回答があったことなどを総合的に判断した旨を答弁しました。

また、今年6月に行った文部科学省への申し入れについて、単に自治体の冷房設置率だけを公表し、競争をあおるようなことになるのは適当ではなく、冷房が必要な教室を選定して設置すべきであること、また、グリーンカーテンなど、冷房に頼ることなく涼しくする工夫に取り組んでいる所への評価も必要ではないかということを示した旨を答弁しました。

次に、公共施設の維持管理に関して、学校の統廃合についての質問がありました。これに対し、今後の児童数の見通しを示したうえで、現在も地域との協働による学校づくりが行われていること、また、小学校が地域コミュニティの核となっていることなどの理由から、行政主導による統廃合は考えていない旨を答弁しました。

次に、重信議員より、小中学校の老朽化に関する質問がありました。老朽化対策として、現在、「学校施設長寿命化計画」の策定に取り組んでいますが、策定には老朽化の度合いを専門的見地から調査する必要があること、現在、県などと協議中であること、整備にあたっては設計段階から学校、保護者、地域と協議しながら進めていく旨を答弁しました。

次に、渡辺議員より、小児生活習慣病とピロリ菌検査についての質問がありました。まず、小児生活習慣病の再検査後の改善傾向についてですが、おおむね4割の有所見者に改善が見られている事、改善が見られなかった対象者には希望者に再検査を実施するなどの継続的な指導を行っている旨を答弁しました。

次に、採血を利用した中学生のピロリ菌ABC検診の導入について質問がありました。ピロリ菌ABC検診は全国的には約6パーセント程度の実施にとどまってい

る事、国の示すガイドラインでは対策型検診として推奨されていないこと、医師会との連携や保健指導の在り方などの課題があり、導入にあたってはこれまで小児生活習慣病予防事業において協力いただいている埼玉医科大学や新潟大学、医師会の専門的知見を踏まえて実施することが適当である旨を答弁しました。

次に、関議員より、新学校給食センターの公民連携についての質問がありました。まず受託業者選定スケジュールについては、選定基準の策定等に時間を要し、当初より1か月遅れの11月に決定する旨を答弁しました。

次に、プロポーザルに現在の給食調理業者の参加は可能かとの質問があり、調理業者のみでの応募も可能であること、また複数業者の共同体による応募も可能である旨を答弁しました。

次に、公民連携の仕組みづくりを財政負担軽減よりも重要視しているのではないかとの質問がありました。様々な公民連携の中からどの方式を採用した仕組みづくりを行うかは重要だが、同時に維持管理経費も含めた財政負担の軽減も併せて目指す方針に変わりはないことを答弁しました。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告3. 教育委員会の点検及び評価について を教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

教育委員会の点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づいて、市議会に提出し、公表することになっています。この

度、平成28年度の教育委員会の点検及び評価を作成いたしました。このあと、概要について、教育総務課早川課長補佐が説明いたします。

教育総務課長補佐

「教育委員会の点検及び評価」についてご説明申し上げます。

事前に送付しました、「教育委員会の点検及び評価」の冊子をご覧ください。

以前は前年度の点検評価を翌年度の3月に実施しておりましたが、昨年度から9月に前年度の点検評価を実施しているものです。

1枚めくっていただき、3ページの「点検・評価制度の概要」をお開き下さい。

「1. 趣旨」にありますように、この点検評価は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づいたもので、見附市教育委員会では、平成20年度から毎年その権限に属する事務の管理及び状況の点検及び評価を実施しています。また、評価に当たっては第三者評価委員会を設置して、有識者から提言をいただいています。

次に、「2. 点検評価の対象」ですが、5ページをご覧ください。見附市の教育概要図が記載されています。教育委員会では2つの基本理念を掲げ、平成28年3月に策定された見附市第5次総合計画及び教育大綱において4つの基本方針、「子育て環境の充実」「たくましく生きていく「生きる力」の育成」「地域の人材と資源を活用した教育の充実」「快適な学びの空間、充実した教育環境の整備」を設けています。昨年度までは3つの基本方針でしたが、今回から4つの基本方針に変わっています。

この4つの基本方針の下、「仕事と子育てが両立できる環境の整備」から「安心安全で快適な教育環境の整備」までの9つの基本施策を設定し、その下に32の主要施策があり、それぞれの主要施策毎に様々な主要事業が実施されています。

点検評価は、この32の主要施策レベルで行うこととし、今年度は事務局で11

の主要施策を抽出して点検評価を行いました。

4ページに戻っていただいて「3. 点検評価の方法」ですが、8ページ以降にあります主要施策毎にまとめた「評価シート」により、第三者評価委員の意見をお聞きしながらAからDまでの4段階で評価を行っております。

次に、「4. 学識経験者の知見活用」ですが今年度も昨年に引き続き、表にあります4名の学識経験者の方々に評価委員をお願いし、9月4日に第三者評価委員会を開催いたしました。

6・7ページをご覧ください。今年度の点検評価は32の主要施策の中からシート No. 1「一時保育の推進など、多様なニーズに対応した保育サービスの提供」から7ページ、シート No. 11「快適な学びの空間づくりの推進」の11の主要施策について実施いたしました。

ここでは個々のシートの説明は省略させていただきますが、11の主要施策の内、シート No. 3「教職員の資質及び力量の向上」、No. 6「子どもの健康の保持増進」、No. 10「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」の3つについて「A」、「順調に達成している（施策、事業を順調に実施し、著しい成果が得られた）」との評価いただきました。その他の8つの主要施策についても「B」、「概ね順調に実施し、ほぼ想定どおりの成果が得られた」の評価をいただきました。評価委員の意見欄にも記載があるように、「B」でも非常に高い評価をいただいています。

評価委員の方々から頂いたご意見や要望等については、今後の事業改善に役立てていきたいと思っております。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

小林 委員

評価シート No. 3 「教職員の資質及び力量の向上」の「執行の状況及び成果」欄に、「92%の校長が、効果があったと答えている」という記載がありますが、92%とは、市内何校の校長にあたるのですか。

学校教育課長

市内各校の校長先生に「師がく」の効果・成果についてアンケートを取ったところ、「効果・成果があった」とお答えいただいた割合が92%であったというものです。具体的には、全校13校中12校の校長から「効果・成果があった」とお答えいただいています。

齋藤 委員

教育施策体系が32項目あるうち、11項目のみ評価を行ったそうですが、全項目を評価しないのはなぜですか。

教育総務課長

第三者評価委員の方々に評価をお願いしているところでありまして、時間的制約があるので32項目のうち毎年10項目程度を抽出して評価していただいています。

齋藤 委員

学校現場で重要視され、先生方が力を入れて取り組んでいる「生徒指導上の諸問題の未然防止及び対応の充実」や「体力向上の取組の推進」等が評価項目から外れていますが、それはなぜですか。どのような観点で評価項目を抽出しているのでしょうか。

教育総務課長

年間を通して先生方に取り組んでいただいている数ある重要施策からその年ごとに評価項目を抽出し、事前告知することなく抜き打ちで評価を実施しています。

評価項目は教育委員会事務局が選定していきまして、例えば、前年度実施した事業の成果を確認するために評価項目とするなど、事務局がその年度の重点だと考える項目を抽出しています。基本施策が9つありますので、それぞれから最低でも1項目ずつを選びながら、偏りのないように検討し抽出しています。

齋藤委員

最近ではいじめや不登校、子どものこころの問題など、現在の教育現場で課題となっていることが、抽出の基準として重要だと考えます。

いじめや不登校の現状や、それに対する学校現場・教育員会の対応、その後の経過等がわかるように、評価項目としてしっかりと評価し、数値として示してもらいたいと感じます。

学校教育課長

ご指摘いただいたとおり、生徒指導に関する情報は教育委員会の中ではお示ししてきていないと記憶しています。重点として取り組む中で、今後、必要に応じて情報提供させていただければと考えます。

齋藤委員

様々な良い取組・先進的な取組をされていることと思いますので、評価をする・しないに関わらず、1年間の全ての取組内容をまとめて示していただけると、見附市の教育施策の全体像がわかるようになって良いのではないかと思います。

特に生徒指導上の取組に重点を置いていただき、課題・対策・成果をまとめて確認させてもらえるとありがたいです。

教 育 長

生徒指導上の課題・取組に関する経過について、過去の数値と併せつつお示しする方向で検討していきたいと思っています。

小林 委員

「ICT教育」とは、具体的にどのような教育を指すのでしょうか。

学校教育課長

コンピュータ等の機器を使いながら学習を進める情報教育を指します。情報を得る能力や、得た情報を活用・発信する能力を身に着けるための学習です。

ただ、その内容について学習指導要領では明記しておりませんので、教科学習の中で機器を使いながらそういった能力を身につけさせていく、また、機器を使うことで、より効率的に教科の内容を学習できるようにするといったものです。

齋藤 委員

評価シート No. 3の「師がく」を受けている教員の割合はどれくらいなのでしょうか。

学校教育課長

管理職を除くことを原則としつつ、大規模校においては校長の判断により教務主任・研究主任も除いている場合がありますが、大多数の教員が研修を受けているところです。

齋藤 委員

「師がく」では、授業づくりから指導者が係わるのではなく、指導者に授業の様子を見てもらい、改善点等の指導をしてもらうという研修形態なのでしょうか。

学校教育課長

まず、各教員が、見附市の定める「新教師の10カ条」のうち特に課題とする項目を目標として設定しておきます。そして、指導者から授業を見ていただいた後に各教員の目標に関する評価・指導や、それ以外に気づいた部分等を指導していただきます。これは、教員一人につき年2回、春と秋に実施しています。

各教員は「新教師の10カ条」から選んだ目標に年間を通して取り組み、秋に指

導していただく際には、その成果も評価していただくような仕組みになっています。

齋藤委員

授業づくりから指導して欲しいといった要望は出ていないのでしょうか。

学校教育課長

新採用や2年目の教員では、授業づくりにまで指導が及ぶ場合があります。実際にそのような要望を聞いたことはありませんが、経験の少ない教員に関しては、授業づくりの指導も重要だろうと感じます。

齋藤委員

授業を見てもらうことも大切ですが、教材研究や授業づくりから指導してもらい、指導の土台となる部分の力を付けていてもらいたいと感じます。

小倉委員

評価シート No. 2の「ネウボラみつけ」の取組の中の「ほっとカフェ」の利用実績について、利用者数だけでなく対象者数も記載して欲しいです。利用割合がわからないので、達成度合いがわかりません。

また、評価シート No. 4の中学校1年生の英語検定5級の受験補助について、希望者だけが受験するのでしょうか。それとも対象者全員が受験するのでしょうか。

学校教育課長

英語検定5級の受験補助は、昨年度の新規事業であり、教育委員会としては、対象者全員が受験できるように予算の用意をしていましたし、学校にも対象となる全生徒が受験できるので多数の生徒から受験して欲しい旨をお伝えしていました。

結果として、受験率は50%程度となり、その要因は、自信を持って受験できる生徒ばかりではなかったためだと認識しています。

この事業を始めた経緯としては、英語に対する苦手意識を減らし、英語に親しみ、好きになってもらうこと、その結果として学力が向上することを目指していました。

それに向けて各学校では授業の改善を進めてもらっているところですが、未だに約半数の生徒は自信が持てないような状況であることがわかりましたので、より一層の改善を進めていかなければならないと感じているところです。

今年度も事業を継続していますので、よりよい成果が出るように授業改善を進めていきたいと思えます。

教 育 部 長

「ネウボラみつけ」の取組は昨年度から実施し、県外からも議会や自治体などに視察に来ていただいているところです。

ご指摘いただいたとおり、参加者数だけでなく、アンケート等による参加者の意見・満足度等を指標として評価する必要があると考えます。

昨年度から事業が始まり、初めての実績数値でありますので、今後、経年比較等もしつ指標をお示しできるようにしていきたいと思えます。

齋 藤 委 員

英語検定5級は、中学校2年生でも受けられるのですか。

学校教育課長

補助の対象は中学校1年生のみですが、学年に関わらず受験することはできます。

小 林 委 員

英語検定の試験は、各校で受けられるのですか。

学校教育課長

そうです。各生徒が通学している学校で受けられます。

教 育 長

他にご質問はございませんでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

日程第3 議第48号 専決処分について（見附市立学校運営協議会委員の委嘱及び解職について）を議題といたします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

見附特別支援学校の学校運営協議会委員から、本年9月末をもって職を辞したい旨の申出がありました。それに伴い学校長からは後任者として適任な者の推薦がありました。

つきましては、中島 賢一郎さんを平成29年9月30日付で解職し、後任として田邊 昌美さんを平成29年10月1日付で委嘱する専決処分を行いましたので、ご承認をいただくものです。なお、任期は前任者の残任期間をもって充てることとしています。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に 議第49号 専決処分について（見附市文化財保護審議会委員の委嘱につ

いて)を議題といたします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

3ページをお願いします。議第49号 専決処分についてご説明します。

4ページをお願いします。専決第23号、見附市文化財保護審議会委員の委嘱についてですが、耳取遺跡の調査に伴い、現在の委員のほかに、遺跡関係に精通した委員の選任を検討しましたが、現在は調査報告書の作成中であるため、今のところ委員の変更は必要ないことから現在の委員5名を委員に委嘱することとしたものです。4月1日専決とし、任期は平成29年4月1日～平成31年3月31日までの2年間とするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これにて平成29年第6回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時50分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び
議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 浩司

議事録署名委員

小林 弘武

